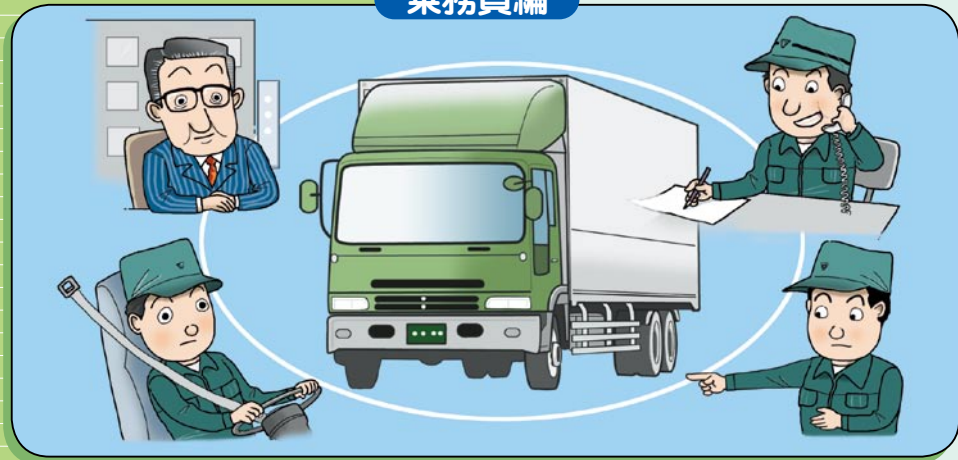


# トラックドライバーのための 運行管理に関するポイント

## 乗務員編



社団法人 全日本トラック協会

## はじめに

この手帳は、物流の主役であるトラックドライバーに課せられた事項、すなわち輸送の安全を確保するための基本的項目をとりまとめたものです。

内容は、①運行管理 ②乗務員が遵守しなければならない事項 ③運転者が遵守しなければならない事項 ④運行管理の業務内容について の4つの基本を中心に構成しています。

トラック輸送に従事されているドライバーの皆さんは、この手帳の内容をよく理解され、交通事故の防止に役立てていただくようお願いします。

平成18年3月

社団法人 全日本トラック協会

# 目 次

## <第1章 運行管理>

1. 運行管理とは .....	1
-----------------	---

## <第2章 乗務員が遵守しなければならない事項>

2. 乗務員が遵守しなければならない事項 .....	3
3. 酒気を帯びて乗務しない .....	5
4. 過積載をした事業用貨物自動車に乗務しない .....	7
5. 定められた積載方法で貨物を積載すること .....	9
6. 踏切内で運行不能となったときの処置 .....	11

## <第3章 運転者が遵守しなければならない事項>

7. 運転者が遵守しなければならない事項～その1 .....	13
8. 運転者が遵守しなければならない事項～その2 .....	15
9. 体調・心身状態の報告 .....	17
10. 日常点検の実施 .....	19
11. 乗務前点呼、乗務途中の点呼と乗務後点呼 .....	21

12. 乗務を終了し、他の運転者と交替するとき	23
13. 他の運転者と交替して乗務を開始するとき	25
14. 乗務の記録	27
15. 運行指示書の携行	29
16. 踏切の通過	31

#### <第4章 運行管理の業務内容について>

17. 運転者の選任	33
18. 運転者の勤務時間と乗務時間～その1	35
19. 運転者の勤務時間と乗務時間～その2	37
20. 適性診断の受診	39
21. 非常用信号用具や消火器の取り扱い	41
22. 運転者の技能及び知識の習得	43
23. 事故を起こした運転者の教育と適性診断の受診	45
24. 初めて事業用貨物自動車を運転する者の教育と適性診断の受診	47
25. 高齢運転者の教育と適性診断の受診	49
26. 異常気象時などによる措置	51

# 1. 運行管理とは

運行管理は、安全の確保という観点から、過労運転と過積載の防止などを目的としており、事業者、運行管理者、乗務員と運転者それぞれに果たさなければならない義務がある。

これらは、貨物自動車運送事業 輸送安全規則（以下、輸送安全規則）で義務づけられている。

**事業者** … 運転者の選任、運転者や乗務員の睡眠施設の整備・管理・保守、事故の記録・保存、運行管理者の助言の尊重など

なお、乗務員とは、運転者や事業用貨物自動車の運転の補助に従事する従業員を含む

**運行管理者** … 点呼の実施・記録・保存、運行指示書の作成、乗務員の指導・監督など

**乗務員** … 酒気帯び乗務の禁止、過積載の禁止など

**運転者** … 安全な運転ができない場合の事業者への連絡、日常点検の実施・確認、点呼を受けるなど

# 事業者



# 運行管理者



# 乗務員



# 運転者



## 2. 乗務員が遵守しなければならない事項

乗務員（運転者や助手席などに乗車する従業員）は、輸送の安全を確保するために、下記の項目を遵守しなければならない。（輸送安全規則第16条）

- ①酒気を帯びて乗務しない
- ②過積載をした事業用貨物自動車に乗務しない
- ③定められた積載方法で貨物を積載すること
- ④故障などにより踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること

酒気を帯びて乗務しない



過積載をした車両に乗務しない



定められた積載方法で貨物を積載する



速やかに列車に対し適切な防護処置を取る





### 3. 酒気を帯びて乗務しない

乗務員（運転者や助手席などに乗車する従業員）は、酒気を帯びて乗務してはならない。

運転者はもちろんのこと、助手席などに乗車する従業員も、運転の交替や貨物の積載など運送業務の一部を担っていることを常に自覚しておく必要がある。

飲酒運転は、感覚がマヒしてスピードの出し過ぎ、無謀な運転、視力の低下、反応の遅れや眠気が生じるので危険である。さらに、死亡事故などの大事故の原因となったり、運転免許の停止や取り消しの処分を受けることにもなる。

酒気を帯びて運転しない



無謀な運転



感覚のマヒ



視力の低下・反応の遅れ



## 4. 過積載をした事業用貨物自動車に乗務しない

乗務員（運転者や助手席などに乗車する従業員）は、過積載をした事業用貨物自動車の運転をしてはならない。

運転者はもちろんのこと、助手席などに乗車する従業員も、貨物の積載など運送業務の一部を担っていることを常に自覚しておく必要がある。

過積載をした事業用貨物自動車は、制動距離の増加、バランスの悪化、排気ガスによる大気汚染、車両や路面などに悪影響を及ぼす。

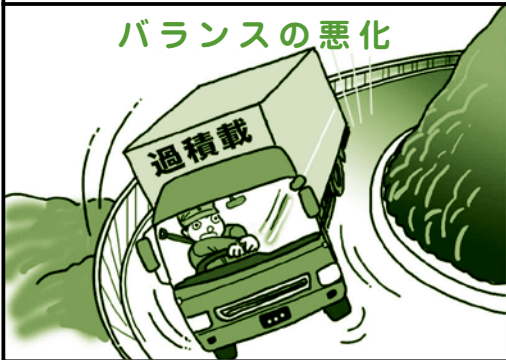
## 制動距離の増加



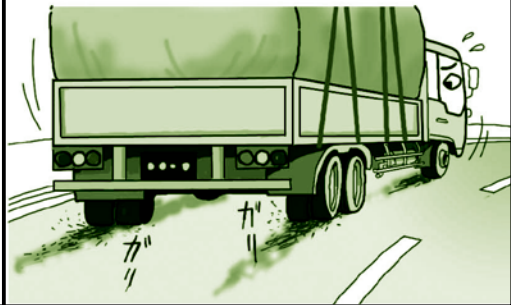
## 排気ガスによる大気汚染



## バランスの悪化



## 車両や路面に悪影響



## 5. 定められた積載方法で貨物を積載すること

乗務員（運転者や助手席などに乗車する従業員）は、定められた方法で貨物の積載を行わなければならない。

事業用貨物自動車の操縦安定性は、走行中の貨物の力が荷台の中心に働くものとして設計されているので、貨物全体の重心の位置が、前後方向、左右方向ともに荷台の中心になるように積載する。また、重心もできるだけ低くなるように配慮する。

積載した貨物は途中で荷崩れしないよう、シートやロープなどでしっかりと固縛しなければならない。固縛作業は、指揮者と十分打ち合わせしてから行うこと。

なお、カートンや木箱などを積載する場合は、積み重ねる段ごとに配列パターンを変えたり、中間にベニヤ板を挟んで重量が分散するようにする。

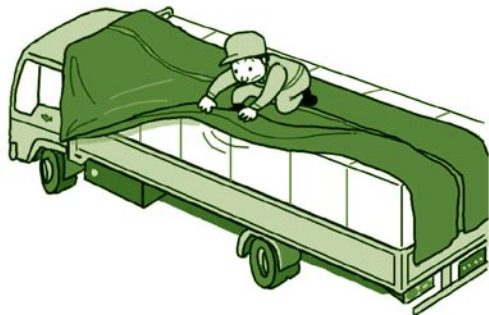
## 前後方向



## 左右方向



## シートがけ



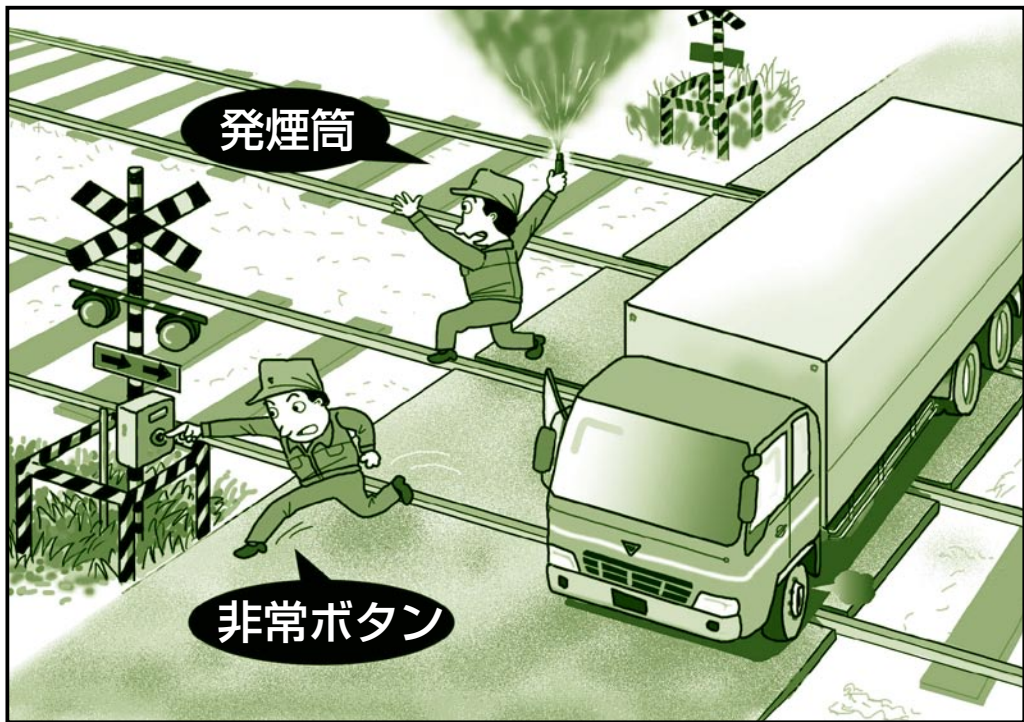
## ロープがけ



## 6. 踏切内で運行不能となったときの処置

乗務員（運転者や助手席などに乗車する従業員）は、事業用貨物自動車故障などにより踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。

- ①警報機のある踏切では、警報機の柱などに取り付けられている「非常ボタン」を押す。
- ②非常ボタンがない踏切では、「発煙筒」などを用いて列車に合図を送る。なお、「発煙筒」などがない場合は、煙の出やすいものを燃やして列車に合図を送る。





## 7. 運転者が遵守しなければならない事項～その1

運転者は、輸送の安全を確保するために、下記の項目を遵守しなければならない。

(輸送安全規則第17条)

- ①疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないときは、その旨を事業者申し出ること
- ②日常点検を実施し、確認すること
- ③事業者が行う乗務前点呼、乗務途中の点呼や乗務後点呼を受け、規定された報告をすること
- ④乗務を終了し、他の運転者と交替するときは、その運転者に対して、乗務してきた自動車、道路、運行の状況について報告すること

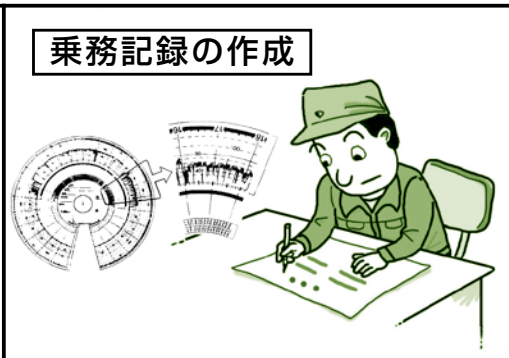


## 8. 運転者が遵守しなければならない事項～その2

輸送の安全を確保するために、「運転者」は下記の項目を遵守しなければならない。

(輸送安全規則第17条)

- ①他の運転者と交替して乗務を開始するときは、その運転者から報告を受け、乗務する自動車の制動装置、走行装置などについて点検すること
- ②乗務の記録を作成すること  
(運行記録計の記録用紙を用いる場合は、その記録用紙に必要事項を記載する)
- ③事業者が作成する「運行指示書」を乗務中携行し、事業者から途中で変更の指示があった場合は、変更内容を記載すること
- ④踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと



## 9. 体調・心身状態の報告

運転者は、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないと判断したら、そのことを運行管理者に申し出なければならない。

生活習慣病、高血圧や糖尿病を始めとする疾病、夜勤や夜更かしによる疲労、前日の深酒などによって、運転中に心臓発作や失神を起こしたり判断を誤ったりして、実際に交通事故が起きている。

乗務前点呼などで体調・心身状態の報告を行う場合は、日々の惰性の中で報告するのではなく、目的をしっかりと意識して対応すること。

なお、運転者は、医師による健康診断を1年以内ごとに1回（深夜業務を含むときは6ヶ月に1回）定期的に受診し、健康状態の把握に努めなければならない。

疾病・疲労・飲酒  
などの理由で、安全運転が  
出来ないと判断したら・・・



申し出



目的意識を  
もって対応



惰性



## 10. 日常点検の実施

事業用貨物自動車がひとたび車両故障やそれがもとで交通事故などが起きると、社会的に大きな影響を及ぼすことがある。そのため、運転者は、日常点検を実施して、その結果を整備管理者に報告しなければならない。さらに、整備管理者から運行許可を得ずに出発してはならない。

1日の運転を安全に行うためには、運行を開始する前に車両の状態に異常がないか確認することが必要である。

日常点検をしっかりと行うことで、走行中のトラブルを未然に防止することもできるので、面倒がったり、忙しさを理由にして日常点検を怠らないようにする。

# 日常点検





## 11. 乗務前点呼、乗務途中の点呼と乗務後点呼

運転者は、運行管理者が行う乗務前点呼、乗務後点呼や乗務途中の点呼を受けて、規定された報告をしなければならない。

### 【乗務前点呼で報告する主な項目】

- ①運転者名
- ②運転者の疾病、疲労、飲酒他の状況
- ③乗務する自動車の登録番号または識別できる記号
- ④日常点検の状況
- ⑤その他必要な事項

### 【乗務途中の点呼で報告する主な項目】

- ①運転者の疾病、疲労、飲酒他の状況
- ②その他必要な事項

### 【乗務後の点呼で主に報告する項目】

- ①自動車、道路、運行の状況
- ②交替運転者に対する通告
- ③その他必要な事項

## 乗務前点呼

疾病・疲労・飲酒



自動車の登録番号  
または識別記号

日常点検  
異常ありません



## 乗務途中の点呼



疾病・疲労・飲酒  
その他必要事項



## 乗務後点呼

自動車・道路・運行  
の状況



交替運転者  
に対する通告  
その他必要事項



## 12. 乗務を終了し、他の運転者と交替するとき

乗務を終了して他の運転者と交替するときは、その運転者に対して乗務してきた自動車、道路、運行の状況について報告しなければならない。

**自 動 車** … 日常点検後に発生した自動車の不具合・違和感など

**道 路** … 通行中の道路名の確認、道路の混雑状況、工事などの規制情報など

**運 行** … 貨物の積載状況、遅延の状況、天候など

## 自動車

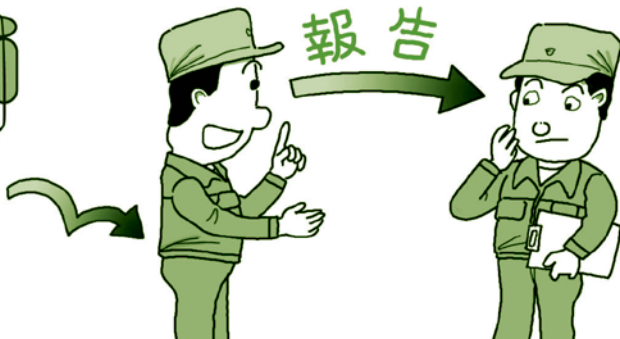
自動車の不具合・  
違和感など

## 道路

道路名の確認  
道路の混雑状況  
工事などの規制情報

## 運行

貨物の積載状況  
遅延の状況  
天候など



報告

## 13. 他の運転者と交替して乗務を開始するとき

他の運転者と交替して乗務を開始するときは、その運転者から報告を受けなければならない。また、乗務する自動車の制動装置、走行装置などについて点検しなければならない。

### 【報告を受ける内容】

- 自動車 … 日常点検後に発生した自動車の不具合・違和感など
- 道路 … 通行中の道路名の確認、道路の混雑状況、工事などの規制情報など
- 運行 … 貨物の積載状況、遅延の状況、天候など

### 【実施する内容】

- 点検の実施 … 制動装置、走行装置など

報告を  
受ける



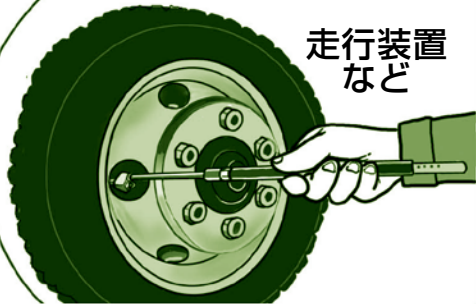
交替

制動装置



点検の実施

走行装置  
など



## 14. 乗務の記録

運転者は、乗務が終了したら、会社が定めた用紙を用いて乗務の記録を作成しなければならない。

ただし、運行記録計の記録用紙を用いる場合は、その記録用紙に必要事項を記載すること。

### 【用紙に記載しなければならない主な項目】

- ①運転者の氏名
- ②自動車のナンバー
- ③乗務の開始地点と日時
- ④乗務の終了地点と日時
- ⑤主な経過地点
- ⑥乗務距離
- ⑦運転交替地点と日時
- ⑧休憩や睡眠をした地点と日時
- ⑨大型車の場合は貨物の積載状況
- ⑩事故、著しい運行の遅延などの有無とその概要・原因
- ⑪運行指示書を携行している場合であって、電話などにより、運行管理者から途中で運行内容に変更の指示があった場合は、その内容 など

## 用紙に記載しなければならない主な項目

### 乗務記録

1. 運転者の氏名
2. 自動車のナンバー
3. 乗務の開始地点と日時
4. 乗務の終了地点と日時
5. 主な経過地点
6. 乗務距離



記録の作成





## 15. 運行指示書の携行

2泊3日以上の運行で運行管理者が「運行指示書」を作成した場合、運転者は、その指示書を携行しなければならない。また、運行管理者から途中で変更の指示があった場合は、変更内容を記載しなければならない。

運行指示書には次の項目が記載されているか確認する必要がある。

### 【運行指示書の項目】

- ①運行の開始地点と日時
- ②運行の終了地点と日時
- ③乗務員の氏名
- ④運行の経路や主な経過地点の発車・到着の日時
- ⑤運行ルート上の注意場所
- ⑥休憩がある場合は、その地点と時間
- ⑦運転交替や業務交替がある場合は、その地点 など



2泊3日以上の運行で

## 運行指示書の携行

運行管理者から途中で  
変更指示があった場合  
変更内容の記載

確認

運行指示書



## 16. 踏切の通過

踏切を通過するとき、運転者は、踏切の直前（停止線があるときはその直前）で停止して、安全を確認しなければならない。ただし、踏切に信号機がある場合は、その信号機に従って通過すること。

踏切を通過しているときは、エンストを防止するため、ギヤチェンジをしてはならない。

踏切の警報機が鳴っている間は踏切に入ってはならない。遮断機が降りているときや降りようとしているときも同様である。



踏切を通過しているときは  
ギアチェンジをしてはならない



## 17. 運転者の選任

事業者は、選任された者以外に事業用貨物自動車を運転させてはならない。

(輸送安全規則第3条)

したがって、事業者に常時選任された運転者は、雇用関係が安定的に確立されていなければならない。

常時選任されるということは、事業者から運転技術、運転資質、素質、人柄、接客態度などが優れていると見なされているので、運転者も常に自覚を持って仕事を遂行しなければならない。

事業者

運転者



選任

自覚



運転技術  
運転資質  
素 質  
人 柄  
接客態度

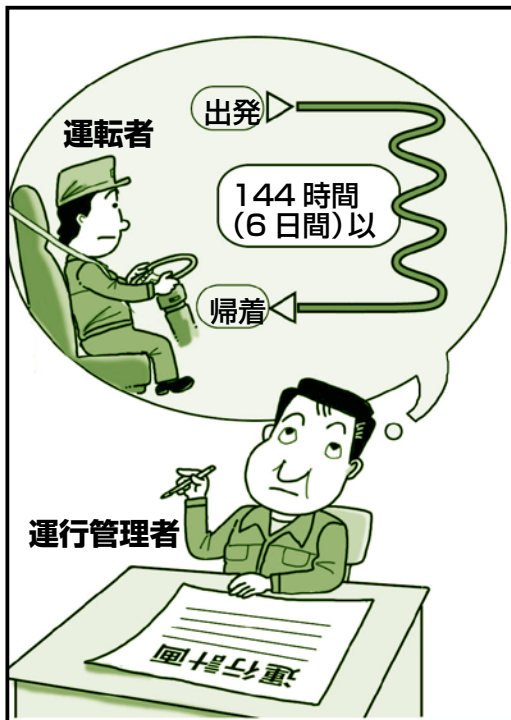
などが  
優れていると  
見なされている

## 18. 運転者の勤務時間と乗務時間～その1

過労運転などを防止するために、「運転者が所属営業所を出発してから所属営業所に帰着するまでの運行時間は144時間（6日間）以内」と決められており、運行管理者は、この範囲内で運行計画を作成しなければならない。（輸送安全規則第3条）

運転者は、運行管理者が作成した運行計画の内容をよく確認し、自分自身の運行期間を把握して業務を遂行しなければならない。

- ① 1回の運行は、フェリーに乗船する場合を除いて144時間（6日間）以内



1回の運行期間は  
144時間(6日間)  
以内

※ただし、フェリーに乗船する場合は除く





## 19. 運転者の勤務時間と乗務時間～その2

過労運転などを防止するために、「運転者の拘束時間、休息期間や運転時間などの基準」が設けられており、運行管理者は、この範囲内で勤務・乗務割りを作成しなければならない。(労働省告示第7号)

運転者は、運行管理者が作成した勤務・乗務割りの内容をよく確認し、自分自身の拘束時間、休憩時間や運行スケジュールを把握して業務を遂行しなければならない。

- ①疲れを感じる前に休む
- ②長時間の連続運転をしない
- ③無謀な運転をしない

## 運転者の拘束時間・休息期間・運転時間などの基準

拘束時間	基 本	1か月について293時間以内(ただし、労使協定があるときは、1年のうち6か月までは1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。)
		1日については13時間
	最大拘束時間	1日最大16時間(ただし、15時間を超えることができる回数は、1週間につき2回が限度)
休息期間	基 本	勤務終了後継続8時間以上
	分割する場合	1日において、1回4時間以上で、合計が10時間以上
運転時間	最大運転時間	2日平均で1日9時間 2週平均で1週につき44時間
	連続運転時間	4時間を超えないこと

※勤務の途中でフェリーに乗船した場合は、フェリーの乗船時間のうち2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間)については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱う。

## 20. 適性診断の受診

運転者は、適性診断を受診するなどして、自分自身の運転行動や運転態度を把握しておかなければならない。

適性診断は、運転に適しているかどうかについて分別するものではなく、安全運転に対する意識を向上させるものである。

### 【適性診断の受診内容】

#### ①心理的側面

- ・ 性格
- ・ 安全運転態度
- ・ 危険感受性
- ・ 注意の配分
- ・ 動作の正確さ
- ・ 判断動作のタイミング

#### ②医学的側面

- ・ 視覚
- ・ 深視力
- ・ 視野
- ・ 動体視力
- ・ 夜間視力

## 心理的側面



性 格	安全運転態度
危険感受性	注意の配分
動作の正確さ	判断動作のタイミング



安全運転に  
対する  
意識の向上

## 医学的側面



## 21. 非常用信号用具や消火器の取り扱い

運転者や助手席などに乗車する従業員（乗務員）は、自動車に備えられた非常用信号用具や消火器の取り扱い方法を知っておかなければならない。また、普段から置いてある場所と使い方を確かめておく必要がある。

非常用信号用具には、赤色懐中電灯や発煙筒などの種類がある。

赤色懐中電灯は灯火の損傷、レンズ面の汚損や電池の消耗状況を確認し、必要に応じて取り替える。

発煙筒は有効期間内のものであるかどうか確認する。ただし、損傷・湿気の吸収により性能が著しく低下している場合は、有効期間内でも取り替える。

# 非常用信号用具

## 発煙筒



場所と  
使い方を

確認！



# 消火器

安全せん  
を  
抜く



火元に近づき  
ノズルを向ける



レバーを  
握る



## 22. 運転者の技能及び知識の習得

運転者は、大型の自動車を運転したり、様々な地理的・気象的状况の中で運転したりするので、高度な能力が要求される。そのため、法令の知識や運行の安全を確保するために必要な運転技能・知識を習得しなければならない。

### 【教育を受ける内容】

- ①トラックを運転する場合の心構え
- ②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③トラックの構造上の特性
- ④貨物の正しい積載方法
- ⑤過積載の危険性
- ⑥危険物を運搬する場合に気を付ける事項
- ⑦適切な運行の経路、その経路上の道路・交通状況
- ⑧危険の予測及び回避
- ⑨運転適性に応じた安全運転
- ⑩交通事故に関わる運転者の生理的・心理的要因と対処方法
- ⑪健康管理の重要性

運転技能の習得

知識の習得



安全



法令



## 23. 事故を起こした運転者の教育と適性診断の受診

次の事故を起こした運転者は、再発防止のために教育を受けなければならない。また、再度トラックに乗務する前に適性診断を受診しなければならない。

- ①死亡事故や重傷事故を起こした者
- ②軽傷事故を起こし、かつ、3年以内に交通事故を起こしたことがある者

### 【教育を受ける内容】

- ①トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- ②交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
- ③交通事故に関わる運転者の生理的・心理的要因と対処方法
- ④交通事故を防止するために気を付ける事項
- ⑤危険の予測及び回避
- ⑥安全運転の実技



死亡事故  
や  
重傷事故

軽傷事故を起こし、かつ  
3年以内の交通事故



3年以内



上記の事故を起こした運転者は教育を受け、適性診断を受診しなければならない

## 24. 初めて事業用貨物自動車を運転する者の教育と適性診断の受診

新入社員が運転する場合は、運行の安全確保のために必要な運転技能・知識を習得するために、教育を受けなければならない。(過去3年間に他社の事業用貨物自動車を運転していた場合は除く)

### 【教育を受ける内容】

- ①トラックの安全な運転に関する基本的事項
- ②トラックの構造上の特性と日常点検の方法
- ③交通事故を防止するために気を付ける事項
- ④危険の予測及び回避
- ⑤安全運転の実技

新入社員が運転する場合は、トラックに乗務する前に適性診断を受診しなければならない。他社の事業用貨物自動車を運転したことがある場合でも、過去3年間に適性診断を受診したことがなければ、トラックに乗務する前に適性診断を受診しなければならない。

新入社員

教育



適性診断



## 25. 高齢運転者の教育と適性診断の受診

65才になった運転者は、1年以内に1回、高齢運転者のための適性診断を受診しなければならない。

その後、3年おきに1回受診しなければならない。

また、高齢運転者は、適性診断の結果を踏まえ、加齢による身体機能の変化の状態を確認し、それに応じたトラックの安全な運転方法などについて自ら考えなければならない。

身体機能の変化は視覚、深視力、視野、動体視力や夜間視力に現れてくる可能性が高いので、過去の診断結果は大事に保管しておき、各数値を見比べることも大事なことである。



1年以内に1回  
高齢運転者のための  
適性診断を  
受診しなければならない

\*その後、3年おきに1回受診しなければならない。

**視覚**



**深視力**



**視野**



**動体視力・夜間視力**



## 26. 異常気象時などによる措置

大雨、大雪、暴風雨、暴風雪や濃霧などの異常気象時や土砂崩壊、路肩軟弱などにより運行に危険が伴う場合は、自ら勝手な判断をせず、運行管理者に連絡を取って指示を仰がなければならない。

そのため、運行管理者の連絡先はもちろん、その他必要な連絡先についても把握しておかなければならない。

事業者が「異常気象時など処理要領」などを制定している場合は、その内容をよく読んでおくこと。

### 【指示を仰ぐ事項】

- ①暴風など各種警報の状況
- ②運行の中止
- ③徐行運転
- ④避難する場所
- ⑤貨物の保全の方法など



異常気象時などの  
処理要領

運行管理者の  
連絡先

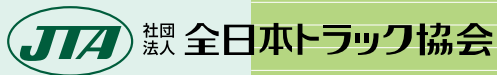
指示を仰ぐ

大雨・大雪・暴風雨  
暴風雪・濃霧など

運行管理者



MEMO



〒163-1519 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号  
新宿エルタワー19階 TEL. 03(5323)7109(代)  
ホームページ <http://www.jta.or.jp>



古紙配合率100%の再生紙を使用しています

H.18.3.150,000